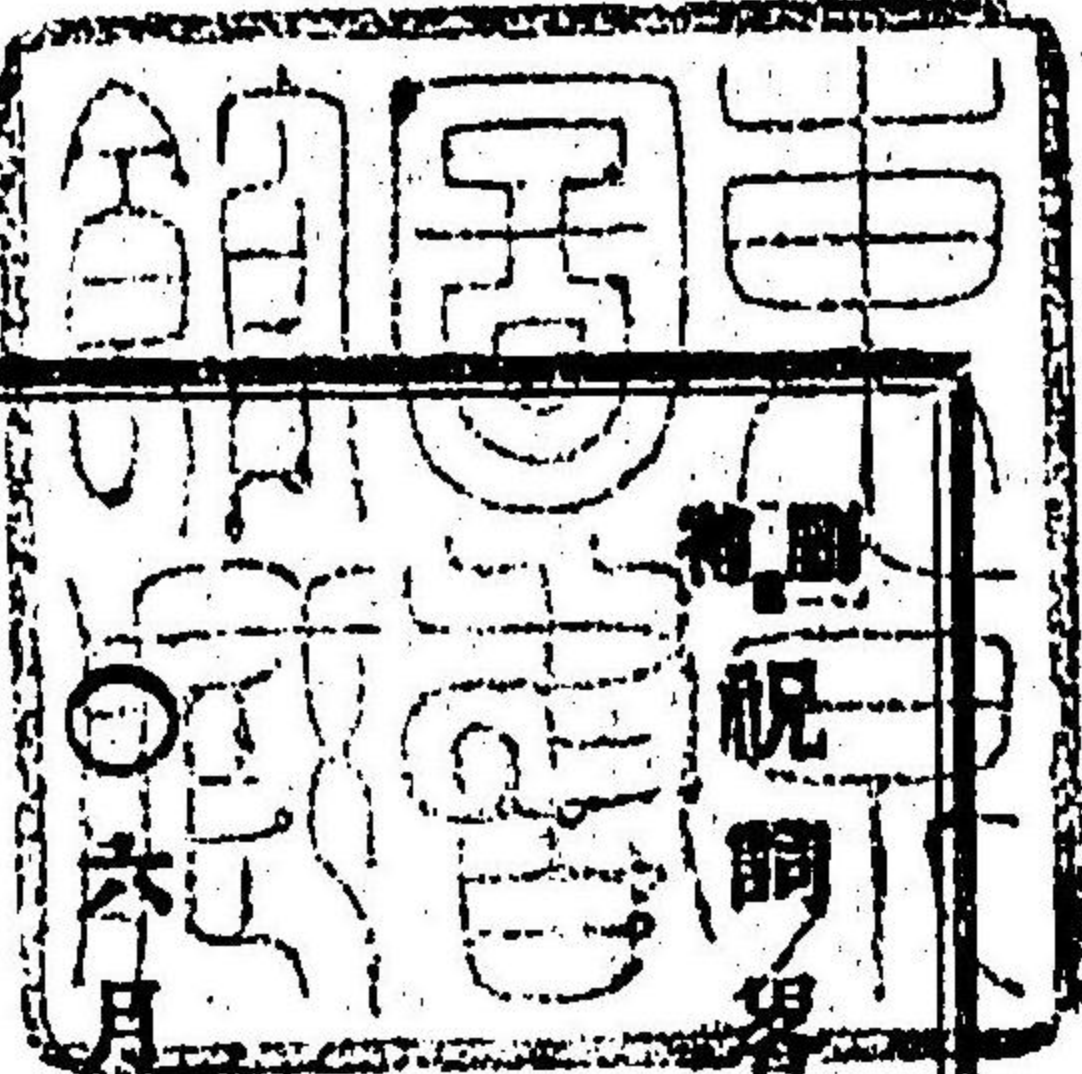


特35
794

祝詞略解
四



祝詞集 解四之卷

六月 晦 大祓 十二月 准之

久保季茲 謹編

○考云祓ちふ事は古事記に伊邪那岐命の黄泉に到ま
して穢れ玉へるを清め玉はむとて筑紫國の桶の小門
よして大御身に着まじ、物をぬぎ捨玉ふをいふ穢を
拂ひやうふ由なり次に海潮に浸て大御身を滌ぎ玉ふ
是を身滌といふ身の穢をあらひそゞ由なり此二つ
祓とそざれ本なる又須佐之男命惡事轉あるによりて
贖物をせめ出させ奉りて祓つ物として逐ひ玉へり上
の御自物を捨たまひ他より責て物を出さざるも事乃

意ひとしければ此、二大御神の御とを合せて祓とそ
ぎの法として人の代も行へりその伊邪那岐命は祓
身滌をしまして遂に貫き大御神たちを生たまひ須佐
之男命は贖物を出し御身と逐はれまして後子清神
御心と成たまひつ此くわさの大なる功あることと知
るべしか、これ右の三つ乃事を行ふ由なると後よは
中乃祓一つを云てろの事を知らざるのく仍て紀よも
式よも祓とのみ書り○上代よ大祓の事の見ゆるは古
事記の仲哀天皇、滌に天皇既崩訖爾驚懼而坐、殯宮更取
國之大奴佐而種々求生、剝逆剝阿離溝埋尿戸上通婚下
通婚馬婚牛婚鶏婚犬婚之罪類、爲國之大祓而とありか
、れば此事神代に傳はりて樞原宮に初國知し、御代

にも絶えき行はせられけむと上代乃書よ右の古事記
の外には漏れて後に天武天皇の紀に到て五年八月詔曰
四方爲解除用物、則國別國造輪祓柱、馬一匹布一常以外
郡司各刀一口鹿皮一張、鑿一口每戸麻一條、此今年旱
異星疾など
りぬ又同紀十年七月六日に令天下悉大解除、同紀朱鳥
元年七月にもありさて持統天皇紀にすべて見え忍は
漏れしなむ文武天皇の御代の紀に臨時大祓ハ有
と大寶元年よ至て六月十二月の晦日の大祓の事、令條
に擧られたり云々此後の紀よは定例故に略きて記さ
れぬなり他事も命よ出た
るは紀お零けり大寶二年十二月晦日の紀に
癸大祓、但東西文部解除如常とあり是は此月太上天皇
崩まし、故よ停められたりか、これ絶えき行はれし

を知るべし文部が解除は漢國の流にて皇朝の神事お
○神祇令に凡六月十二月晦日、大祓義解云謂祓者東西
文部謂東漢史直上祓刀讀祓詞所謂文部漢音詔百官男女
聚集祓所中臣宣祓詞下部爲解除とあり云々○是を式
よは大祓と有き古語拾遺に中臣之禊詞といひ朝野
群載に中臣祭文とあり是等は皆理あるめり祝詞ハ
中臣氏の宣る詞なればなり然るを今の世人中臣祓と
の云は僻言なり云々○史傳云大祓ハ天御祖神の御
事依を本よして神武天皇乃御世に當時の事實を合せ
て天種子命乃綴り成せる詞なり文法に深く心を着て
思ひ辨ふべし○又云高天原爾神留坐す神魯岐神魯美
命の大御口づりト皇美麻命の知食さむ葦原中國中

成出む人等に云々の罪あらむ時よと將來を鑒し察
して誨へ坐る詔命と承て天兒屋命また將來をかけて
宣し御言と後世まで傳へたる文なりそは知食さむ
成出むなどある武てふ詞にて悟るべし○後釋云祓の
中に殊に大祓と云ふ名は古書にも此事の出たる例
をもて考るに一人の祓に非を廣く諸人の祓なる故に
大とは云なり云々さて古語拾遺神武天皇の段に令天
兒屋命之孫天種子命解除天罪國罪事とあれハ考に云
れたる如く彼大御代にも此事ありとなり○今按に此
は天孫降臨ましまして高千穗宮にて大嘗聞食し時の
御禊に始り神武天皇橿原宮に初國知食し時其御代の
事をも加へて白し其後の御代と成ても少とづ言加

へたるものある事講義に云るは然ることなり猶大祓
の儀は後釋執中抄講義等を見て知るべしさて天書神
武天皇元年の下に六月命天種子命定祓之辭詞矣とあ
り此書は信難さ事もあれど大倭日高見國云々である
詞よよるよ誠は此は古の傳ありしよりありむ○執中
抄云祓所に集へる人々よ宣説て聞しむる義なりされ
は下に命する教令にして神に申す祝辭よは非也○今
按に史傳よも如此云はきて然る事なれど神に申しむ
非事には非ぬ由講義に辨せり予が考は別よ云べし

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣。
天皇朝廷爾仕奉留。比禮挂伴男。鞆負伴男。劔佩伴男。伴男。乃八
十伴男。乎始。臣官官爾仕奉留人等。乃。過犯。雜罪。乎。今年六

月晦之大祓。祓給比清給事乎。諸聞食止宣。

○比禮挂伴男 考云領巾は女の掛る物なり古へは女の
はべて挂たりし事紀よも万葉よも見えたれど爰は手襪
掛る伴男と對へ其外よ宮中に仕るわざある人どもを云
れば大御食に仕る采女を専ら指るなり○手襪挂伴男
考云襪を掛て仕奉るは忌部などもあれどもこゝハ大御
食造り仕奉る膳部と指すと見ゆ○後釋云大殿祭祝詞よ
皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流比禮懸伴緒襪懸伴緒
乎云々とあり爰も此よ同じ○鞆負伴男劔負伴男 後釋
云後世の六衛府の類の武官を云なりさてこゝよ四の伴
長を擧たるハ多くの中よて少か摘出て云ふ古文の例よ
て是よ諸の伴長をこめあり次文にて知るべし○伴男乃

八十伴男乎始且 後釋云八十伴とは百官をすべ云なり
後世乃文格ともて思へはこゝの伴男といふ事餘りて聞
ゆれども凡てかくさまに言と重ねいふや古文のあやな
りける乎始且とは上に云る如く伴男は部の長をいふ稱
なる故に其部々の長々を始めとして其下々までといふ
なり此詞よても長なることを知るべし○官々用仕奉留
人等 後釋云官々は即ち上の八十伴なり仕奉る人は其
長々の下よ屬て仕奉る官人どもなり○過犯家雜々罪乎
後釋云過とは殊更に心もてなすにはあつて覺えず犯
すといふ几て罪とある事を知りなから殊更に心もて犯
す事はうちまかせていゝあるまじき事なればなたららに
たゞ過といへるは面白さことなり犯とは慎みてすまじ

きことを慎ます等閑に大ろかにするれ云てればかすな
り大はれはよろの意なりされば假字も於なるべし雜々
の罪即ち天津罪國津罪れ種々なり○今按よ字鏡に憎憎
也乎加志云々とあまは於の假字よはあらそ然れば大か
すの意とは爲し難し言意は猶考ふべし○今年六月晦之
大祓兩 考云つてもその日は月隱ツキカクレの日にふ言にて月立
の日に對ふ言なり此をつごもりついでち杯いふは常詞
なり雜言にはつごもりの日つきたちの日といふべしな
り○後々釋云晦日と無ければたゞつごもりの大祓と訓
べし云々○祓給比清給事乎 講義云此祓はハラへと訓
べし朝庭より百官人に令祓たまふ所なればなり○今按
に祓と考よははらへと約めたるなればハラへと云べ

くハ。ラ。ヒ。と云ては下へ續かやと云む後釋にハ。ラ。ヒ。の
自らをるよ云むハ。ラ。へ。の令祓にて人よせむるを云と
てハ。ラ。ヒ。と訓れたりされど或人も云る如く書きもにハ。
ラ。ヒ。と云ことは無くしてハ。ラ。へ。どのとあればなほハ。ラ。
へ。と訓むを是とすへし○諸聞食止宣 後釋云諸とは上
よ舉云る比禮挂伴男云々官々に仕奉る人等をいへて指
すなりさて大祓詞は此次高天原爾といふより先始よて
是迄の二段は祓の詞には非す百官の大祓の時別よ加へ
て先初よ宣る詞なり此二段にはたゞ官々此事をのこ云
て天下四方國などいふ詞無ければ百官の大祓の時の詞
なること著しかくて此二段の内に天皇朝廷と云より一
段ハ文殊に古くいどノノめてあるとこれ上代に百官ハ大

祓乃時加へて宣たりと詞なるべしされハ此段の文の古
きをもて百官の大祓も上代よりありけむ事を知るべし
なを但し今年六月晦之と云ふ言は後よ二季の大祓の定
まりたりし時加へあるなるべし儲又集侍親王云々諸聞
食と宣とある始の一段も其時よ加へたる詞なるべし抑
此段と始の段とはたゞ文詞の異なるのこよして官々を
すべ舉あるは同事なりかく同事さまの事の重りて其
文のいたく異なるは此段は上代よりの詞をそのまへに
用ひ初の段は又後に加へたる物なるが故なりさて高天
原爾と云より下の祓詞ハ諸國の大祓の祝詞なるを朝廷
百官の大祓にも兼用ひられあるも此なり○講義云親玉
諸王諸臣百官人れ号乃出來て其時に加へられたるなる

べし然る号の改りては其後号をれ用ふるべし然か
すがに美き古文の世に廢れむ事を厭て重復るまゝ用
る馴れ來れるなるべし○是まで二段は宣命と祝詞とを合せて百官
高天原爾以下は祝詞なり此宣命と祝詞とを合せて百官
に宣聞の事ハ神祇令に中臣宣祝詞とある義解よ以告神
祝詞宣聞百官とあるが如し
高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以八百萬神等乎
神集集賜比神議賜我皇御孫之命波豐葦原乃水穗之國
乎安國止平久知所食止事依志奉伎如此依志奉志國中荒
振神等乎神問志賜神掃掃賜比語問志磐根樹立草之垣
業乎語止天之磐座放天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別
天降依志奉支如此久依志左奉志四方之國中登大倭日高見之

國乎安國止定奉下津磐根爾宮柱太敷立高天原爾千木高
知氏皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉天之御蔭日之御蔭止
隱坐安國止平久知所食武國中爾成出武天之益人等我過
犯家羅雜罪事天津罪止畔放溝埋樋放須蒔串刺生剝逆剝
尿戶許許太久乃罪乎天津罪止法別氣國津罪止生膚斷死膚
斷白人胡久美己母犯罪己子犯罪毋與子犯罪子與母犯罪畜
犯罪昆虫乃災高津神乃災高津鳥災畜仆志靈物爲罪許許太
久乃罪出武如此出波天津官事以大中臣天津金木乎本打
切未打斷氏千座置座爾置比波志天津管曾乎本刈斷未刈切
氏八針爾取辟氏天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮如此久乃良波
天津神波天磐門乎押披氏天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別
氏所聞食武國津神波高山之末短山之末爾上坐氏高山之伊

穗理。短山之伊穗理乎。撥別氏所聞食武。如此所聞食波。皇御孫
之命乃朝廷乎。始氏天下四方國罪止云。布罪波不在止。科斗
之風乃天之八重雲乎。吹放事之如久。朝之御霧夕之御霧乎。朝
風夕風乃吹掃事之如久。大津邊爾居大船乎。舩解放。舩解放氏
大海原爾押放事之如久。彼方之繁木本乎。燒鏝乃敏餘以氏打
掃事之如久。遺罪波不在止。祓給比清給事乎。高山之末短山之
末與。佐久那大理爾。落多支都速川乃瀬坐須瀬織津比咩止云。
神大海原爾持出奈。如此持出往波。荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽
道之鹽乃八百會爾。座須。速開都比咩止云。神持可吞。吞。如此
久可吞。波。氣吹戶坐須。氣吹戶主止云。神根國底之國爾。氣吹
放。如此久氣吹放。波。根國底之國爾。坐。速佐須良比咩。登云。神
持佐須良比失。氏。如此久失。波。天皇我朝廷爾。仕奉留官官人等

乎始氏。天下四方波。自今日始氏。罪止云。布罪波不在止。高天原
爾耳振立聞物止。馬牽立氏。今年六月晦日夕日之隆乃大祓爾
祓給比清給事乎。諸聞食止宣。

○八百萬神等 記傳云數多至極を云り○神集集賜比
後釋云都度比と都度閉は自他の差にて都度比は自ら
集ふなり古事記に都度比と注じたるは八百万神自ら集
るを云處おれはなり都度閉は令集の約にて他を集しむ
るなり是は詔命を以て集しむるを云へ都度閉あり○我
皇御孫命波 後釋云我へ皇神等の我なり○今按に講義
は我大君などいふ我に同じとあれど予は猶後釋の説
は従ふべくればゆ○事依 後釋云字の如く事を寄すな
り言ははあらき○如此依志奉志國中爾 後釋云此祝詞

の中に國中と云るよ二あり一は俗言一國中と云ふ意にて是れそれなり久奴知と訓べし今一は四方の國中とあるそは四方の國の中央の意なり其事はそまよ云べし○荒振神等 考云荒び伊知速びて惡れ神等をいふ振は其有狀をいふ辭○神問云々 後釋云神掃云々は荒振神に係り神問云々はむねと大穴持神に係れり然れば云々神乎波神問志爾問志荒振神乎波神掃爾掃と云べき事なるにたへ荒振神等とのとあるは大穴持神も荒び玉へる如聞えて加何なれども語を省てかくも云べきにや○考云右乃事ども凡て神代紀に經津主神武甕槌神天降給ひて大名持神に問はせ玉へる天神の御言に高皇產靈尊欲降皇孫君臨此地故先遣我二神驅除平定汝意如何當須避

不とある是なりかくて大名持神言代主神もち此國を天孫に遊奉り玉ひしかば天下に荒ぶる惡神と悉く拂ひ平て右の二神天に歸を言申し奉れり○天之磐座放 考云天よ御坐ます高御座を離ちてなり磐は固して常なるに取る○今按に後釋よは放をハナレと訓むべしと云きたれど猶ハナチと訓むべきよと講義には云ひ又正訓も然訓れぬれば之によりてあるべきなり○伊頭乃千別云々 後釋云伊頭は稜威あり○後々釋云漢書に稜威懼乎鄰國注に神靈之威曰稜とあるとへは皇御孫命乃天降り玉ふに供奉れ神等あまゑ有て御勢乃嚴めしき様を云るもり千別は書紀に書れたる如く道を排れて行くなり○四方之國中登 考云これよりは神武天皇このかたの御代

を申せり下の條々も然り○後釋云四方乃國中は天下四方の國の中央なり○此は神武天皇よりの御事なれば即ち其大御代より云ひならへる詞あるべし○大倭日高見國考云大倭は今の大和國にて古の天皇の御代々々此國を官所と一玉へる事を云なり○後釋云日高見國と山遠くして平かに廣き地を云なり山の近所にては山と空の日との間近く見ゆて日を見ること低さを打晴して廣く地は山乃遠く故に山と空の日との間遠くして日の高く見ゆるも乃なればなり大和國の中央は廣く平なる地なるをもてかく云へり○下津磐根爾今按よ是より安國と平けく所知食武といふ迄の文は祈年祭の下に云れば今注せ此れ外も前に出たる詞ども凡て再びはい

はざれば全篇を見わたして心得べきなり○國中成出武云々考云古事記に伊邪那美命人艸一日絞殺千頭とのたまへれば伊邪那岐命吾一日立千五百産屋と宣へり之に依て世人は死ぬるより生るゝが多けきは益人と云といへり倍此人ハ此國の人と云あれどその本天神の生たまふ由なれば天之とほめ云あり○後釋云天下四方の國々の内に生るゝ万民を云なり○過犯家後釋云諸の罪條乃中よはれのづからなる穢又れのづかトなる災などもあるそは過犯とは云べからざるに似とせどもこゝは然委しく事と分けて云べし所には非れば姑く過犯せる罪に付ても云べく又れのづらある穢災なども其身こそ過犯とたるにはあらず他よりいへはそれも同きく

過犯せるなり○上よ所知食武云々成出武云々と云る武
の後をかいたる辭なるよこへには家牟と云るケ。は過
去の事をいふ詞なればかた武と相叶はぬが如くなれど
然らば必ずかくあるべき語なり其故は先づては後の
御代へまでを掛て云るなれば武と云べし其中は此罪
を過犯は其間大祓乃時々に當りて其時に過犯しる
罪を云なれば將來をかけて云ふ中ながらも是は必ず家
武と云べし理なり但しける。などは云はせしめてケム
と疑ふは凡てはゆくさきと豫めいふ中なればあり○雜
々罪事波 後釋云雜々は種々にて即次なる天津罪國津
罪を先づ一よ合せて云なり○今按よ罪とは悪行のとな
らや穢また災あどともいふ事後釋よ委し事長ければ引

き出キ○天津罪止 考云此七乃罪須佐之男命の犯し玉
ひをもて今國人の犯せるも其罪の類を天津罪とい
ふ○後釋云止は登天といふ意也こへは常に云ひならへ
る由ともていふ故に止天と云なりと云てと云はむが如
し○講義云天津罪とは經營の業を害ふを以罪とし國津
罪は身體の上を過つを以罪とする所よして此二を並べ
るの中に天津罪の方は國津罪よりは今一層重たもれよ
して天津神の殊に悪ませ玉ふ所なりける云々○畔放
考云阿は田と田との間の塚と一又水を貯ふる料なるを
取放ちて塚としたり水をも湛へしめぬなり○溝埋 考
云溝の遠く水を引て田にかけむ料なるを埋めて水と引
べき由無らむる也○樋放 後釋云樋の溝にまれ池に

まれ搦へて常には板もて塞て水と貯へ置て其水と田に引用ふべき時よりの板れせれをハ放つ事あるに水乃用なり時よ放ち漏して田よ水を溢れしめ且用ある時のたぐはへを失はしむるなり○類時 後釋云しきは重なる意にて一度蒔置たる上へ又重ねて蒔くを云なり○串刺考云串と多く隠し刺て下立難かトしむるなり田の中に機串など多くあるよ下り立ては必足を害へり今もかゝこの田には機串ありとて心をれど猶あやまりて惱める田夫多し○生刺逆刺 考云生刺は生ながり其皮を刺くなり逆刺も同事なると重ね云るは文の勢なり生刺は逆刺と心得れハ疑あらしむ○古事記よ穿其服屋之頂逆刺天斑駒刺而所墮入とある是也○後釋云逆刺とは凡て獸

の皮を刺くは尻の方より逆さまに頭の方へ刺もて行く故よ云なり○屎戸 考云古事記に於聞食大嘗殿屎麻理散と云り○後釋云戸は借字なり久曾閉と訓べし閉は閉理也理と省ける言なりらくさまの理を省く例多し日並知と申し御名をひかめしや申すが如しさて屎へるりと古事記よ屎麻理とあると同じ事よて屎とするを云ふ和名抄に痢久曾比理乃夜万比また放屁倍比流とある比理と閉理と通音にて同言なり云々○許々太久乃罪乎 後釋云許々太久といふ事をこきたくこればくこゝたくなと様々に云るを万葉よ字は多く幾許と書り物の數の多かるを許らぎして大凡よいふ言なりこゝよ許々太久の罪と云は大祓の時よ求むるよ右の類の罪どもを万民の

犯したるが多くあるをいふなり天罪の條目の猶外も
多しと云にはあらしき猶ありは委しくいは許々太久之
罪出むるれをば天津罪と宜別けてといふ意なるを出武
といふ言をば爰は省けるなり國津罪の所に出武とあ
るに准へて心得べし○法別氣後釋云法は借字にて宜
別なり大赦の時に民どもの犯しとる罪どもを求めて多
く出たる中に有る類乃罪どもをば別にしてこれくは
天津罪と云て別るを云○國津罪止考云下川國人の犯
せるを別け云の○後釋云天津罪を分けいふに付てそ
れに對へて其外の罪どもを國津罪と云なり止入は天津
罪の方より止とのと云て爰にハかく云るはまづ天津罪
を宜別けてさて國津罪と云は某々といふなり○生膚斷

死膚斷 後釋云とは生ける人よもあれ死屍よもあれ其
膚よ疵をつくる穢を罪とするなり人の身を傷ふ惡行の
方を以て罪とするよはあらず云々斷は切るをいふ今世
に聊にても疵つくる事を手を切る足を切るなどいふ是
也必しも切斷つ事にはあらず○白人胡久美 後釋云和
名抄に白癩人面及身頸皮肉色變白云々之良波太とある
物の類その外世に白子といふ物あどの類と云べし胡久
美は同書よ瘰癧寄肉也瘰癧肉和各阿万之々一云古久美とあ
る是也阿万之よ尤贅肉なり又その次よ舉ある附贅懸疣
なども同ト類也かくて此類ハ汚穢物ある故に穢をもて
罪とするなり云々被物を出して祓へば其穢乃清まる也
○今按に龜相記といふものに白人白禿白癩古久美癭腫

之類といへり○已母犯罪已子犯罪 後釋云古事記仲哀
天皇大祓の所よ上通下通婚とある是なりさてたゞ母た
ゞ子と云きて二ともよ己がと云は次の母與子犯罪云
この母子とは同じからざることと顯はせるあり○此の
五の犯ごもハ皆慎みて爲まじきわざなるを慎ます大よ
そにするなれば固り犯すと云べきなり常に婦人よ交ま
とを云とは意ハ異なり○母與子犯罪 後釋云まづ一
人の女よ娶て又其女の前に他人に嫁て生たる女子のあ
るをも後よ犯す也母とハ其女子に對へていひ子とハ其
母に對へて云るよて己が母己が子よは非す上條よ己と
云るよて是は己がにはあらざる事あらはなり○子與母
犯罪 後釋云上なるは先母よ娶へるハ犯よ非すして後

に其子とも連ねて姦くるが犯なりこハ先づ子に娶へ
るは犯に非きて後よその母よも姦くるが犯なりされ
は此二條は先後のたがひのこあれば合せて母與子犯罪
とのこ一いひてもあるべきをかく分けて云るは古文の
あやにも母と子とを下と上とに置換たるのこみて其事
れ二に能分れて聞ゆるは後世人の及ハざる文也心を
くべし○畜犯罪 考云古事記には馬婚牛婚鶏婚犬婚な
どあるをこハには略さて云る歟○後釋云畜は氣母能と
訓べし云々氣母能は飼物の加比を約めて伎なるを氣と
云るなり伎と氣との殊よ親くて常に通ふ音也毛物乃意
よはあらじ六音ハ人家に飼むれく物かれは飼物とはい
ふかり○昆蟲乃災 後釋云昆蟲は波布牟志と訓む雄略

天皇の御歌にも波布牟志母とあり蟲ハ這ふ物なる故に
すべて蟲を然云なり鳥を飛鳥と云に同じ倍此より三條
は災をもて罪とするなをさて此蟲の事は書紀神代卷に
昆蟲之災異と祭厭マヒといふ事見え大殿祭詞にも波府蟲乃
災無久と見え十種神寶の中に蛇比禮蜂比禮などのある
もそれと拂はむ耕也上代には民の住處野山に雜りてか
りそめある構へあをしかは蟲の害多かりとなるへし○
高津神乃災 後釋云高とは空を云たゞに高くと云よは
非すさて高津神とは雷を云なるへし又世俗に天狗とい
ふ物に取らるゝなども高津神の災と云べし虚空を飛び
ありく物なれば也○講義云禍津神の災と云義なるべし
御門祭詞に四方四角里與荒備疎備來牟天乃調津日止云神

云々道饗祭詞に根國底國里與荒備疎備來物云々と見えて
根國底國より出来る由なるが右の二詞ともに自上往者
云々自下行者云々とありて空虚よりも地下よりも往來
する事あるがその天翔る方の多れに付て高津神とハ云
なるへしかくて道饗祭詞は物と云るその物を万葉は鬼
と作るがそれ鬼は此高津神なり故に後釋に云々高津神
の中よハ雷なるもあり天狗なるも種々あるべきを後釋
には其一端を云れたるものなり○今按に龜相記は霹靂
神也と注せりとは後釋の説は符付れどそれのこには限
らじ又神遣方ハ母能々解の滌ハ高神の氣あり獸氣クニと相
並べあり然れハ今いはゆる狐憑キツツキの類また憑物などいふ
類をも云るふや○高津島乃災 後釋云空飛ぶ鳥といふ

意よてたゞ鳥のこと也さて此災は大殿祭詞に天乃血垂
飛鳥乃災無久とある即是にて血垂は上代人家の屋根の
竈處以上の烟を出す所の名なりさればその上を飛渡る
諸鳥の毒などある糞まゝさすても毒物かど昨來て竈の
上へ落す事など有て其毒よあたる類これ高津鳥の災な
り○講義云怪鳥の家邊より群り來て妖をなす類を云なり
鷲鷲など乃小兒を掬く去る杯は云も更なり凡て人家に
不祥と導く惡鳥など世に多き物也其等の災即ち高津鳥
の災なり云々○今按に龜相記に飛鳥怪也といへを講義
の説と証しべしまぬ彼漢籍ともに見えぬ姑獲鳥鬼車
鳥鴟鳴の類なる妖鳥の殃なども是なり○音仆志 後釋
云音などの死するを多布流といふ斃殖殭などの字を書

けり多布志の令斃にて殺れを云さて是れ其罪の名目に
云るおれば世に人を殺したるものを人殺とといふ類に
体言に訓べしとは如何なることにかさたかならねと思
ふよ上代人家に養へる牛馬などを忽ちに斃れしむる術
など有て行ひと事ありけむろは其主を恨み憤る事な
とありて仇なふしはせなり○蠱物爲罪 後釋云字鏡に
蠱万自物とあをまトなひ物ハ意にて人を呪咀ふとて構
ふるはさなり云々蠱物の罪と云はせして是の爲とい
ふ言を加て云る故はたゞ蠱物の罪とのことにては人にま
じものせられぬも災にて罪なるよ紛ふ故なりさて音
仆とはと一類として此二は上なる姦乃類とは罪のさま
異なる故に中間より災の類を隔てて爰よは擧たるなり○

今按ニ龜相記ニ厭魅兇咀と註せり○許々太久乃罪出武
後釋云こは罪の條目の多きを云にはあらず大穢の時
國民どもの犯しあるが多く出むといふなり出武といふ古
事記に種々求とある如く大穢を行はれむとして先づ國
人どもの犯したる罪を探り求むるまゝ多しの罪ども
の顯はれ出來むと云なり今の俗語ニ吟味はれは出て來
るといふ心はへなり○天津官事以互 後釋云天津官事
といふ高天原なる天照大御神の朝廷にして行はせ玉ふ儀
式に倣ひて其如く行ひ玉ふ事といふ天津管曾天津祝詞
などあるも斯る種々の物も天津官よて用ひらるゝ物に
准らへ依る由なり○大中臣 考云天兒屋命より始めて
神事ニ預る官を云これ神と君との中を取りて宜しく申

請ふ由なり大中臣と云は先づ天皇乃大御事にかへるを
ば總て大云々といふ例にて云々神祇官よて直ニ神と君
と乃御中を契請が故ニ大中臣といふなり此中臣の職天
兒屋命子○孫古く傳へ來て遂ニ中臣氏と成ぬされど此
詞なる大中臣は神事に預る職ニ付て云の○天津金木
考云天津といふ其もと天津神事なれば崇きて云り次に
此類多し金木の金は借字にて握之木也つかなきは若木
の大きかたて手に取るばかりなるをいふ且それ若木
を切たるを集めて中を結びて物乃置座とする也さて金
木を若木なりと云は齋明天皇紀に兵盡前役以格戰これ
若木を捧とせしなり孝德天皇の御歌に可那紀都該阿我
柯賦古麻とよませ給へる是也小木を馬の足ニ結付て絆

とするを云○後釋云文撰東方朔が文に以カキ筵シ撞ツ鍾シとありて注ヨ筵シ小木枝也と云りさて考にツ木ノのツを畧きてカ木トいふと云れたるは木末違へり齋明紀ニ楮ノを都加奈紀とよめるハ握加奈伎と云ことにて手に取持て戦ひなどある今世の捧なり云々加那伎は細木乃すへての名なるを其中ニ手に取持つかハ木ヲ握カかな木ノ意にてつかナ木トは云なり○本打切末打切後釋云切も斷も同事あるを言と替て云ハ文なりさて此次ニ置座ニ造ることと云はては言足らぬ如くなれども造と云きテたニ千座置座云々と云續けたるは古文のさまなり○千座置座考云置座は右の金木なり木工寮式の八座置四座置の條ニ以テ木ヲ爲ス之長者二尺四寸短者一尺二寸各以テ八

枚ヲ爲ス東ト名稱ニ八座置長短各以テ四枚ヲ爲ス東ト名稱ニ四座置とあるは其頃ハ割木を用ゑるゝ上代には楮木を用ゑたりと故にかな木とは云りされど此式に依て上代の置座の形を知るへたなり○後釋云置座は人々乃出したる祓物を取集めて居置く臺也千座ハ置座の數の多さをいふ木工寮式ニ記サれたるは後の事にてたハ其形ハりりを殘せる物なるへハ○講義云次ある八針ヲ取リ辟ス豆ノ下ニも拂ふことを云へては足らぬと省けると同例なり○置足豆考云置足は其贖物といと多く置く由なり神代紀ニ科ノ之千座置戸ヲ遂ニ促ス徵ス矣至使テ拔キ髮以贖ス其罪亦曰拔キ其手足爪贖シ之已而竟逐降焉とある是なり後世ハ罪に依て祓柱と出さずるは上祓中祓下祓など云て其贖物の數ニ多

少あり委くは格式に見ゆ○後釋云置足志波とハ置滿るを
云きて祓物を云はされは置は何物を置にハ聞え難と
思ふ人あるべけれ上ヒに許々太久乃罪出武とあるにて
各々其祓物を出す事は云ても聞えたれハたのづかト其
祓物を置くことハ聞ゆるハ古文なり○天津菅曾 考云
菅は笠よする菅も同志是れ祓に用るハ万葉よ木綿手
次可比奈爾懸而在天佐々羅能小野之七相菅手取持而久
堅乃天川原爾出立而潔身而麻之乎また其佐保川爾石爾
生菅根取而志努布艸解除而益乎また神樂歌に奈加止美
乃古須氣乎佐絶波良比伊能利志古登波などありよの割
たる菅を手にとりて塵と掃ふ如たはぎを古はせしなり
けり○後釋云曾ハ佐乎の約よて緒なる物を何にまれ云

ふ名なり其佐は眞に通ひて眞緒の意なり楮麻をもそと
云て某麻とかくは麻は主と緒よ用る物よて即をも云
に同志是にて曾ハ佐乎なる事を曉るべ也○今按に此菅
の事古書に見えやとて考よ論はれ後釋には菅曾と取持
つ事は既く止て無りハなるへと見え講義に舊式は菅
なりそよむを麻に易用られたらむも知可すと云ひ執中
抄よ此は祓物にあらき其身乃穢を清むる爲に大中臣の
自ら造りて持てるなりとあり孰も臆測あるよ似たれど
龜相記に天上用菅今用麻とあるに依るよ講義の説よ從
ふへくたはゆ○本刈斷末刈切豆 考云金木と言を對へ
て云り○八針取割豆 考云八は彌よて菅を細かに割
くを云そは針にて割く物なる故に八針とはいふ刀と用

るものに幾刀も切ると云に同考の今按に後釋に針は借
字よて菅の葉を數條に割く由ならむとて考の説を取ら
れぬと攝守部の山彦卿子も猶考の説當れりと云るまこ
とも然るべくればゆればそれに依りてあるへとも後釋
云此次も此菅を取持つ事と云ふへきに畧ける例の古
文にて上の金木を置座も造る事と省けると同じ○天津
祝詞乃太祝詞事乎宣禮 後釋云天津は天津金木天津菅
曾などの例の如く太はめてときを美稱いふ詞なり太占
太玉串など皆その意なり多布斗といふ言ももと太に多
きをへたるにて同意なり故万葉歌にめでたはれことをさ
ふともやよめる多し借こへに云る太祝詞事は即ち大祝
は中臣の宣る此詞を指るなり宣禮と云は仰する言なれ

ごもこへ仰するよはあらむ然れども必をか云べは
語の運びなり○今按よこの天津祝詞乃太祝詞を宣れど
ある文よ付ては古くより種々の説あるを何れも信ひ難
し亡友鈴木雅之の説よ天津祝詞乃太祝詞事は大祝詞を
指て云る也大祝詞を宣る文中に其大祝詞を指て宣れど
いへる事疑はしきやうなれど云々此は鎮火祭祝詞に鎮
奉禮止事教悟給支依此稱辭竟奉者云々とある文の格よ
て宣禮如此乃良波云々罪止云罪波不在止事教悟給支
此に依りて科戸の風の云々と續く意よて云々如此失
氏波より祝給清給事までは以上の文を取總たる惣段落
にて祝と祝詞申す事々の二を兼離て申せる也云々とい
へり予この説よ本づきて猶考へある事あるをそは言長

くてこゝに記し難けれど畢竟雅之の説の如く言を加へて見れば穩也此詞は惣ていふべき語を略して自ら其意の聞ゆる如く書たる事多ければ右の如く思ひ定むへし近來乃人等の説に別に天津祝詞といふ物ある由いふも一通り然る事なれど深く考ふるに猶然にあらず委しくは別に云へり○天之磐門 後釋云天磐門はたゞ天津神のまします殿の御門あり磐と云へ上文なる天磐座の類にて堅固^ツ由の祝言なり○高山乃末短山乃末 後釋云高^ツ所よては物のよく聞ゆるが故也又高山とのゝにても足れるを短山とも云るは古語の文なり下なるも同也○講義云こは高山は云も更なり短山に至る迄もといふ意味なり○今按^ツ短山を考に於騰山と訓れたるは後釋

に辨へられたる如く宜しからず後釋に字のまゝにカ山と訓れたるも卑を^ミか^シと訓る例あまは然る事ながら平田翁は正訓よ^ヒキ^ヤと訓れたる^ヲ當て覺ゆるそは式よ短女坏を^ヒキ^メツ^キと訓る例もあり長さに對へて短を^ヒキ^ヤといふべき理なれなりと平田翁の云れたる由鐵胤翁云れぬり○かくて後に伴信友氏の中臣祓要解を見れば是と同説見えたり○伊穂理 考云伊穂理は雲霧をいふ○後釋云俗言に烟などのいふると云と同一くて凡て物のたほろにして明な^クざるをいふ言なりい^ハか^シたほろなども伊煩伊夫於煩皆通音にて本同言なり万葉に多くなは^レしくいふせし^ハいふか^シなどいふ言に^ハ鬱^トも鬱^ト恒^トも書け^ルこと^ハは雲霧などの立隔

りて鬱^鬱じきをいふなり○如此所聞食^豆 後釋云氏波は而有者の意よて波は濁音なり下あるも皆同じ此詞万葉よ多くして濁音の婆字を書たり然るを後世よは氏婆といふ事を聞かぬ故にとな婆を清て而者と一よ混じたり波を清む時は而者の意濁る時は而有者の意にて差別ある詞か^し○罪止云罪波不在止 後釋云罪といふ罪の限り乃罪は一も殘とを悉くといふ意なり不在は皆消失て殘あらとなり○科戸之風 考云紀に曰我所生之國唯有朝霧^霧而薰滿哉乃吹撥之氣化爲神号曰級長戸邊神亦曰級長津形命是風神也といふをもて後よとさごの風とは云り○講義云科は息長なること風神祭詞よ云るが如しさて此詞に續けるを以て思ふに神名の志那都比古神

また級長戸邊命の都も戸も共よ處の義なるへくればえより云々此に科戸と云るそは級長處なるがろの級長處の何處を指て云ならむと年頃思ひ度りつるに漸に思ひ得たりさて級長戸の風のと云れば風れ名よあつて風と成へた氣を級長と云ひ其迫りて動き進むをなむ風とは云るなるへき云々科戸はぬ、空虚と云なちを氣の往來を脈を云るがろれより風を起し動もし天地に亘る所の謂なるものなり云々○天之八重雲乎云々 後々釋云八重雲とは幾重にも重れる雲と云りその重れるを放れよ、よになるやうよ風の吹放てばれのつから消行くもの故に吹放事之如久とは云るなり雲をば放つといひ霧をは拂ふと替へていへるも詞れあやなり○朝之御霧夕之

御霧 考云御は眞よ同おくて或はほめ或はものを強く
いふ辭ともなりぬこゝの深は霧は由にて強く云なり○
大津邊爾居 後釋云大津邊は大つのと訓もあじから
ねど猶たほつべとよむべし居は泊り居るを云○舩解放
云々 後釋云泊り居たるは舩を繫き置たるを解
放つなり押放は押放ち出す也○彼方の繁木本 後釋云
彼方の俗言にあかたといふ事なり凡てをちこちにあち
こちといふ事にてもと彼是の意あるを遠近とも書くは
未なりさてこゝに彼方之といへるはたゞ打見渡したる
所と云ひてあなたといふことなり繁木本のたゞ大立を
いふなり○燒鎌乃敏鎌 考云燒鎌とハ燒て刀をなれ故
にいふ万葉に夜伎多知遠刀奈美乃勢伎とあり敏は利を

いふ砥に非ず○執中抄云科戸之風より打掃事之如久ま
ては罪を祓ひやるの譬なり○後釋云ふゝにかくの如く
大方同おさまなる譬を四まで重ねて擧たる事ハ祓よよ
りて罪穢の除き清まる事の速よ残りなれ事と慥に顯さ
む爲に返々云るよや○後々釋云古文よまゝ云ひてもよ
れ事を一對つゝ二いひてあやなし其心を深くける事わ
りそハ續紀の詔よ汝等清支明支正支直支心以豆とある
を見ても知べし清心もちてと計り云て理は聞たる事な
るを清き明れ正き直さと一對つゝ二云り爰なるも雲霧
を風の吹掃ふ事と船を海よ押出し木本を録もて打掃こ
とゝを一對つゝ二に云るにて全く同お事よかし○祓給
清給事乎 後釋云此事は諸人の犯したる罪事を指えて

云なり唯軽く添て云ふ事にはあらき是と罪事と見され
ば下の大海原より持出なむ可く吞てむなど云るよ叶はき
○講義云朝廷より此祓乃事をなむ行む給ひ官々れ人等
より始めて天下人民の罪を祓ひせ玉ふと云り○今按に
此詞は上所々に見えたる如く言と省死て自らその意を
知らせざる事多し凡て此心得を以て讀むへたなり○佐
久那大理 今按に廣瀬祭詞よ云り○落多支都速川 後
釋云支の上よ都字落あり多支都と云はで下へ語續り
き故に今補へり私の本どもには瀧津と書り万葉に落多
藝知流るゝ水の坏あり知といひ都と云ふ差は用言へ續
く時は多伎知といひ體言へ續く時は多伎都といふ爰は
速川體言なれば都といふべき例なり○講義云速川の瀬

は川の急流なる速瀬を云なり○瀬織津比賣 後釋云瀬
織は瀬下にて彼伊邪那岐神の於中瀬墜迦豆伎あまふと
古事記にある意の御名なり倭姫世記よ荒祭宮一座皇大
神荒魂伊奘諾大神所生神名八十枉津日神也一名瀬織津
比賣神是也とあり云々禍津日神を瀬織津比賣と申は
彼始めて中瀬よ降かづき玉ふ時よ生坐る故にてこゝに
能叶へり偕こゝは祓物に負て流しやりある罪穢をまづ
受取り給ふ神なればかの中瀬に下りて泉國の穢をまづ
滌き玉ふ事によく當れり○荒鹽之鹽乃八百道云々 考
云荒は荒山荒野に同じく世はなれて生ながらある物と
皆いふなり鹽ハ潮なり字に拘はらゆ八は二とも彌の
意のよ○後釋云八百道は潮道の多くあると云ふ四方の

海の内よは爰よも彼所にも許多の潮道あるへち八鹽道
とは上の鹽の八百道を承け重ねて云る也上よは八百と
いひて是にたゞ八とのと云るゝ事違へる如く聞ゆめれ
ども八とのといふ時は八十にも八百よも八千よも涉り
て廣ければ八百の鹽道と云に同おさかり八百會とは八
百の鹽道の集り合ふ所をいふ方々乃潮道より流れ來る
潮の一所よ集り合ひて海底に卷入るゝ所なり○速開都
比賣 考云伊邪那岐大神生水戸神名速秋津日子神次速
秋津日女神とある是なるべし○後釋云とは御禊の段よ
生坐る伊豆能賣神なり云々即ち速秋津日子速秋津日女
と同神なり秋は明の借字にて明は御禊に依りて清まり
たる由の御名なり倍速秋津日子速秋津日女二柱神の古

事記よ水戸神とあるをよゝに鹽の八百會に坐れと云る
は潮之八百會は此顯國の海上の塚よて根國の方へ潮の
没行く戸口あれば是亦彼方の水戸なり○持可々吞武
考云持は軽く用ゐたり神代紀などよ例多し可々は其水
を吞む音を云り總て吞食ふ物の音をがぶがぶと乃むが
りがりといひ類多きを思ふべし○氣吹戸 後
釋云戸は處なり處を斗といふ例多し氣吹戸といひ此氣吹
戸主神の諸の罪穢と氣吹れやり玉ふ所の限りと泛く云
るよて始め祓物を川に流し棄る處よりして終に根國に
至るまでの間に廣く渡る名なり坐といへるゝ氣吹戸と
いふ所の一ある如聞ゆめれども然らきたゞ上の二の例
のまゝに坐と云るにて別よ然云ふ所の一つ有るにあら

キ○氣吹戸主 後釋云倭姬世記に多賀宮一座豐受大神
荒魂也伊邪那岐神所生神名伊吹戸主神亦名神直日大直
日神と見えたり多賀宮の伊勢外宮は別宮なりこれを豐
受の荒魂と云るは心得終と氣吹戸主神を直毘神なりと
云るは必也古き傳説なるべしこゝに正しく叶ひていと
貴し○根國底國 考云根と底とは同じきを二いふは文
なり○後釋云即ち黃泉國なり抑世中の禍事はもと黃泉
國より起り來ることあるを祓禊は其罪穢乃凶事を本の
黃泉國へ歸しやるべきにて此祓禊する事を天津神國津
神の聞食し納るれば此段は神たち其祓ひ棄たる罪穢の
凶事を次第に黃泉國へ送り歸しやり給ひて世中の罪穢
除こり清まりて凶事無き是より祓禊の旨趣なりける○今

按に後釋よな不祓戸神の功德の事委しく論はれたり今
は畧を主とせる故に擧げず本書を讀て知るべし○氣吹
放武 後釋云氣吹は氣もて吹くなり放は放ち遣るなり
さて速開都比咩には吞といひ此神よは氣吹放と云るも
實に此異あまかの吞給ふは顯國の罪穢の除こそ亡るな
れば吞没失ふなりこの氣吹放たまふ波既よ根國の方に
移りたるを受て根國まで遣りたまふなれば其物を御息
もて吹遣り玉ふなり此二乃意はへ直毘神と伊豆能賣神
とよ能く當れり○速佐須良比咩 後釋云佐須良比比咩
といふべきを比一つ足らざるは凡て古言にゆく同言の
重なるを一つ省く例あり旅人をタビト留トマルとマルとい
ふが如し○今按に御鎮座傳記に伊奘諾尊到筑紫日向小

戸桶之椽原而被除之時云々亦洗鼻因以生神号速佐須良
比賣神與素戔鳴尊合力座給也とあり孰中抄引る伊勢
國尾崎神社記素戔鳥尊御子也とあれと此は御子にあ
らざり別魂と聞えたる猶此神の事考あれと爰には省けり
別云べし○持佐須良失年後釋云さそらひ失ふは行
方も知らず成して亡ひ玉ふなを流離などの字を訓む其
意なり俗傳をも訓り○罪止云罪波不在止後釋云不在
止祓給清給事乎と次の語どもを隔て續く詞なり○高天
原爾耳振立且云々後釋云高天原爾とは殿造と云とて
高天原爾千木高知と云ふ同じ意よてと高くといふこ
となり必やしも高天原まで至る由はあらき○馬率立
且考云馬は耳の獸にて耳疾さ故に神等の疾く聞たま

ふ由にて祓に用ること下の神賀詞馬を擧て耳の彌高
云々とあるをむかへて知らる云々○夕日乃降後釋
云夕日之降とは夕つ方を云ふ降を久陀知とよむ古言な
り朝にするよとよは朝日之豊榮登爾といふ朝夕の事を
かく云は古の雅言なり

四國下部等。大川道持退出氏。祓却止宣。

○四國下部考云下部は解除の事と執るかれハ右の事
畢りて後その祓柱と川邊に持出て流しやれと仰せ玉ふ
なり又下部は職員令の神祇官乃下に下部二十人と見え
延喜臨時祭式に下部取三國下術優長者伊豆五人壺岐と
五人對馬十人
あるは皆神祇官の下部なり數も令より式までひとし○
後釋云下部は考に云れある如く三國よりこそ出れ諸國

より出たること無しされば是は四國を四箇國の卜部
なり四時祭式大祓御贖條に召中臣稱唯率四國卜部入云
々宮内省式に四國卜部等云々台記別記大嘗會中臣壽詞
にも四國卜部云々なごあるをもて知べしとさるよては伊
豆壹岐對馬よ今一國は何國かと云よ京よあるを加へて
いふなるべし此一段は祓の詞宣畢りて別に卜部よ仰す
る詞なりこれをも引つゞけて中臣の宣るなり○今按に
四國と後釋には右の如く云はれ史傳よは三國に常陸と
加へざる也とある何れも由あれと龜相記に對馬の上下二
縣を分けて各一國とせる由いへり不審かトぬにはあ
らざる若は彼家の古傳からむも知り難ければ姑く此に據
てあるべし又式比印本に四字の下よ毛字あるよ由りて

考にも論あり後釋にも上の如く云れたるが此は衍なり
貞享本にハ無き由出雲本の校異に見えたり○大川道
後釋云祓物を流し棄て海原へやるには川の其道なる故
に殊に道と云るなり○退出且祓却後釋云退とは京
より外へ往くと云ふ祓却は神祇令よ卜部爲解除とある
是也さて此段は初なる集侍親王云々の段と共よ二季の
大祓の定まりし時よ加へられたる文なること論なし

○東文忌寸部。獻横刀時咒。西文部
准之。

○考云學令よ東西史部云々義解云謂居在皇城左右故
曰東西也前代以來奕世繼業爲史官或爲博士因以賜姓
總謂之史也との皇城は大和の皇居よていふ東西とい
東なるは大和國西なるハ河内國に居ぬ仍てこの東西

史をやまどかふちのふびと、唱ふめり。○獻横刀云々
の神祇令に凡六月十二月晦日大祓東西文部謂東漢文直西漢文
首上祓刀讀祓詞謂文部漢音訖百官男女聚集祓所中臣
宣祓詞下部爲解除今日日晚先づ天皇れ大御身に荒
世和世の御服と奉り大御身の長を量り御幣を撫坐な
ど中臣とれた中臣女仕奉りぬさて文部御庭に参りて刀
と人形を奉りて漢音の咒を申事終て百官乃大祓はあ
るなり右中臣の女宮主文部が事ハ式また諸記録とも
よく多く出たれは爰は略さて云○倭文直は應神天皇
の御時百濟より貢せし阿直岐か末也河内文首は同御
時同國より貢せし王仁が末なりかくて右の如く直と
首との加婆禰と賜ひしと天武天皇れ御時共よ忌寸を

は賜へり

謹請皇天上帝。三極大君。日月星辰。八方諸神。司命司藉。左東王
父。右西王母。五方五帝。四時四氣。捧以銀人。請除禍災。捧以金刀。
請延帝祚。咒曰。東至扶桑。西至虞淵。南至炎光。北至弱水。千城百
國。精治万歲。万歲。万歲。

○謹請皇天上帝 考云史記の天官書に中宮天極星其一
之明者太一帝居正義一泰一天常旁三星三公之別名○講
義云皇天上帝とは我古典一皇祖天神と記されたる如く
一神を指定めて申せるはあらず汎く天上の主宰を申
せるなり云々皇國にも古く此名を用ゐて皇祖天神に當
たりそは古語拾遺一爰從皇天二祖之詔また立靈時於鳥
見山中云々禊祀皇天と見え神武天皇紀一賴以皇天之威

と記され桓武天皇紀六年十一月甲寅祀天神於交野とある其祭文に告于皇天上帝と見え文徳天皇紀の策命にも皇天祭といふことあり是等は古書に天津神と申せるよ配たる字ともなり○三極大君 講義云三台星を云るなり史記天官書正義に三公三星云々爲大尉司徒司空之象主變理陰陽主佐機務云々とある是也又大微垣にも三台星あり云々○日月星辰 講義云辰は時なり書洪範に五紀四曰星辰とある傳に廿八宿迭見以叙節氣とある其を云なり釋名に辰申也物皆伸舒而出也とある伸○八方諸神 講義云八方の方位に拘りて云に非有と有ある群神と總稱るにて我が八百万神とも八十万神とも云に似たり○司命司藉 考云星經に司命司祿司危司非各三星

云々右各主天下壽命爵祿安泰危敗是非之事○天官書に四曰司命六曰司祿索隱曰司祿賞功進士司命主災咎○左東王父 考云老君中經に東王父者青陽之氣也云々在蓬萊山○講義云師云十州記に扶桑地方万里上有太帝宮太真東王父所治之處也とあり此太真東王父は太昊伏羲氏なり云々雲笈三洞部に引たる老子中經東王父の條に名曰伏羲とあり○右西王母 考云同經に西王母者太陰之氣也治崑崙之金城○講義云西王母を諸書に太真西王母とも見えあるが太真東王父の伏羲氏なるに准へて是即ち女媧氏にて有ける老子中經に乾神号曰伏羲坤神号曰女媧と云り云々○今按よ右は平田翁の三五本國考の説を切めたる由いへをさて猶多く説あれど今は凡て省

けり委くは平田翁の著書どもを見て知べし○五方五帝
考云五帝内座在華蓋下覆帝座也○今按に五行大義に
皇伯皇仲皇叔皇季皇少此五帝並天上神下治於世次第相
接治太微宮其精爲五帝之座五星隨王受氣即明堂所祭者
也とある是也此等の事平田翁の書どもに詳なれば凡て
引出せ志あらむ人の翁の書どもを見るべし○四時四氣
考云各主る星あり○講義云春夏秋冬を主る神なり云
々四氣とは四時相當に行へる、氣を云ふ春暖夏暑秋涼
冬寒なる時令を云なり云々○捧以銀人云々 講義云神
祇令大祓に東西文部上祓刀とある其なり古語拾遺にも
上祓大刀とありて人形れ事は略けれども此文より依て著
く且四時祭式なる大祓料物は金裝横刀各二口金銀塗人

像各二枚以上東西文部所預と見え御贖料物にも鐵人像二枚金裝
横刀二口とあるも其料なり云々請の神祇に請ふなり○
捧以金入云々 考云四時祭式云々今云右講義より引ける
ことゝに金人銀刀をいはぬは文の略なること此式にて知
らる偕其晦日の晚に文部階下に進て右を中臣女に付て
奉る天皇御氣をかけて下し玉へる等の事式記録等にあ
り○講義云式に金銀裝横刀二口とある是なり○扶桑
講義云十州記に扶桑地方万里上有太帝宮とある是にて
皇國を外國より稱せる號なりこの文部が祖先は漢種な
る故に彼にいふ所を其まゝに用ゐたるなり○虞淵 講
義云其地詳ならず○今按に淮南子に薄於虞泉是謂黃昏
また文選虞都賦に虞淵日所入也とあり○炎光 講義云

十州記に參州在南海中有火光獸云々ある是也○弱水 講義云書禹貢に導弱水と見え後漢東夷傳に夫餘國北有弱水といひ谷川士清が通證に玄中記云天下之弱者有崑崙之弱水鴻毛不能載之と見ゆ但こは十州記に崑崙云々在西海之戍地北海之玄地地方一万里有弱水とあるに依れるかトむ但こ此等は東西南北の遠地を大凡よ云たるなれば扶桑に如れば皇國に違なければも其餘の所在は甚不明なるものなり深く沈むべからず○千城百國云々 講義云四海の内平安なれとなり○今按よ或説に城は域の誤ならむといへり然るべし○考云こは文部が遠祖の時より傳れる文とは聞えきいと後よ漢國又は百濟などの巫祝が唱る詞よ依て作りけむ皇

朝よ由なきことなり云々後に此祓を止められしこそいとよめたけれ

○鎮火祭

○考云神祇令に季夏火鎮祭義解に謂在宮城四方外角卜部等鎮火而祭之爲防火災故曰火鎮と見えたりこは六月十二月晦日の夜に入て行ふ祭なり○宮城の外角は大裏の四方乃角なり○講義云鎮火ハホシツメと訓むべしホシツメとは訓むべからむ大同類聚方三十一に保鎮と作り○公事根源抄に鎮火祭卜部氏の人火を打て宮城の四隅にて祭事あり火災を防がむが爲とかや此祭禮の間秘術多く侍る由承り侍る○今按に大同方は據を難けれどホシツメとよむのさもあるべし火

雷火照火折など下へつゞく時はホといふ例多ければ也

高天原爾神留坐皇親神漏美能命持氏皇御孫命波豐
葦原乃水穗國乎安國止平久所知食止天下所寄奉志時爾事
寄奉志天都詞太詞事乎以氏申久神伊佐奈伎伊佐奈義乃命
妹背二柱線繼給氏國乃八十國島能八十島乎生給比八百
神等乎生給比麻奈弟子爾火結神生給氏美保止被燒氏石隱
坐氏夜七夜晝七日吾乎奈見給比吾奈妹乃命止中給比此七
日爾不足氏隱坐事奇氏止見所行須時火乎生給氏御保止乎所
隱坐支如是時爾吾名妹乃命能吾乎見給布奈止申乎吾乎見
阿波多志給比津由給氏吾名妹能命波上津國乎所知食倍吾
波下津國乎所知止武白氏石隱給氏與美津枚坂爾至坐氏所思

食久吾名妹命能所知食上津國爾心惡子乎生置氏來止奴宜氏
返坐氏更生子水神匏川菜埴山姬四種物乎生給氏此能心惡
子乃心荒波比曾水神匏埴山姬川菜乎持氏鎮奉止事教悟給支
依此豆稱辭竟奉者皇御孫能朝廷爾御心一速比給止波志爲豆
進物登明妙照妙和妙荒妙五色物乎備奉豆青海原爾住物者
緒廣物緒狹物與津海菜邊津海菜爾至萬氏御酒者甄邊高知
甄腹滿雙豆和稻荒稻爾至萬氏如橫山置高成豆天津祝詞乃
太祝詞事以氏種辭竟奉止申

○天都詞大詞事 講義云天神乃太祝詞を以事依し奉り
給へるを此國よて天都詞といふ語を上冠せて天つ祝
詞の太祝詞とは云るあり云々さて其天詞の太詞は神伊
佐奈伎伊佐奈美命より以下事教悟給支以上の文なり云

々○今按ざるに此祝詞の文に依て古傳説の本は神魯岐
神魯美乃命以て皇孫命よ事依し玉へる天津祝詞なる由
平田翁の説ありて古史徵開題記古史傳等に見えたり此
實よ然ることなるを今は大凡人も知りあめきハ爰には
え引かき○神伊佐奈伎云々 考云この二柱神の上に神
と云は祝詞よは例おけれど神素盞烏尊とも神天皇とも
申す類の貴き言也○妹背 今按ざるに上古は男女相並
お時は天婦にまれ兄弟よまれ他人よまれ男を背といひ
女を妹と云ひし事委しく古事記傳に見えたり此は夫婦
と云ふに同也○嫁繼 講義云御合坐を事と云ふり云々
○國能八十國云々 今按ざるに古事記には二柱神の生
坐る島十四島とし神代紀よハ大八島のよ生坐るにて處

々、小島は潮沫の凝て成れるなりとあると此祝詞の傳ハ
國々島々皆生給へる物としたり此傳々を考合せて思ふ
よ生給へる島も最多く潮沫の成れる島も多かりとなる
べきを紀記は其由ある島々の名をのよ傳へ此祝詞は泛
く諸の島々を生玉へる由に云て潮沫の成る事は漏れ
たるなるべしそは祝詞は固り稱辭を主とするものなれ
ば八十國八十島など最も廣く大く云ひ退たるおトむか
し新年祭の生嶋巫祭神の詞よも島の八十島とあり多く
の嶋々を合せていふあり八十の例の數多きと大凡よ
云ふ詞にて必しも八十と限れ ○八百萬神等 今按ざる
るに非る尤誰も知るが如し
よ是亦稱辭よて多く此神等を云なり古史傳に此を青人
草の祖也とせられぬれど然決めむハ宜しからず此事は
猶いふべし事あれど爰には所狭けきば別よいはむとす

○麻奈弟子 考云最末の子と云にて麻奈は眞之なりいと始をまさり致て末をますると云に同たりけり○火結神 史傳云火は萬物と産成す徳ある物なる故に此神を火産靈神とは申れあり○美保止 記傳云御陰なり云々記中の例を考ふるに富登とい皆女と云れば男陰には渡らぬ名よや云々○今按せるに迦具土神の御陰とあれハ男にとらそと云ひ難し但し史傳にそをヲハセと訓れたれと予は然らじと思ふを猶別に云り○被燒氏 記傳云夜迦延と訓る古言なる凡て被燒被燒などの類の禮と流とい古は延と云ひ由と云り云々○史傳云此神の御身即て火にて其火やがて火産靈神なる故に御保止を燒かれ玉へるあり○石隠坐氏 史傳云石屋を閉て幽居を

は由よて其ハ此度ハ御産乃有狀のいとあからむ事を豫て思はし坐て其狀を男神に見せ給はぶとの御心しらびなり云々借石隠てふ本義は如此めて此は始めて有し事なり隠すこと始りてその石隠と云こと此に成り云々然るを後の學者等其本義をば能くも尋ねず此に此大神の石隠坐とあるを云ひ合へる甚も慨く畏き事なりかき漫説 ○夜七夜晝七日 考云今夜七日とあるは例無し理も無し仍て日を夜に改めつ○古へハ専ら彌の略に云て正敷に云るは甚稀なり七ハ専ら正敷に用ゐて凡といへるはなし○吾乎奈見給比曾 考云こは吾を見玉ふ事勿れといふ言にて其莫を上先いふこと万葉其外の古書よも數とく多し云々○史傳云此御言は吾が幽居ユウキる石屋を必卒かいま見も爲給ふこと勿れと約り玉へる御言なり○吾

奈妹命 記傳云女神の男神と申たまふ稱なり那は汝。勢
は兄にて凡てハ夫婦兄弟の間乃とならせ女を妹と云如
く凡て男を尊と稱して呼ぶ稱也云々○今按るに妹字
は此方の制字なること委しく玉勝間に見えたり○此七
日爾波不足氏 史傳云女神の約り玉へる七日七夜の日
數は未だ足らざるに其日數の過を待あへ玉はせてな
り何ろ乃見ろなへし時ハ既ハ火を生て坐りしかは四
日五日ばかりも立し程ありけむ○隱坐事奇止氏 史傳
云國々島々また八百万神等と生給ふ時ふどもかく石隱
坐ざりけむを此時殊更ハ斯在しかば奇とは思ほしけむ
かし○見所行須時 史傳云見を敬語ハ見そなはれと云
さてソナハスとハ見る所行を云辭なる故に其意を得て

書る物なり然るは石屋戸を引開きて予見顯し玉ひけむ
○火生給氏 考云火結神を生たまへり○講義云上に火
結神生給氏御保止被燒氏は此詞の地より云るにて其次
ハ夜七夜日七日云々は伊邪那美命の御言也りくて此は
實事を見ぬまへる所よて火とあるハその火結神の御事
なり實爾天地萬物ハ含有せる火産靈大神ハませばその
御形体火にて御坐るなるべし○今按るに古史傳ハ火
結神と火との論あれと信け難ハことあれは記し出キ猶
別に云ふべし○所燒坐支 考云給ふと坐とを分ちて書
るはよと共ハあがめ詞の中ハ分ちあり○見阿波多志
講義云あはたすハ劇しく不意より出て人を驚す意にて
その阿波は淡め惡むなどの阿波にて物乃見劣りするや

う代言なり云々○上津國云々 史傳云上國とは紀に上
國此云羽播都矩備とありて即ち此の國土をいひ下國と
はるれに對へて國土の根底に成れる夜見國を詔へるお
りさてろの國は往坐まく欲と立とハ火を生給へる御有
狀の見苦しさを男神の御覽と給はむ事を辱きたまひて
勿見給ひすと申して石屋に堅く刺隠り給へるを男神の
其を訝と給ひて見行し、事と耻恨み坐て男神と此同
と國土は坐て御面を合せ給はむ事と耻たまふ御心の止
あへ玉は坐男神の御許を離れ下國爾往まして再び御面
を合せ給はむと思ほしての事なり云々○講義云上つ國
ハ顯國と黄泉國よりいふ稱也又海神宮より然云る例あ
り下つ國はその黄泉國を顯國よりいふ稱なり云々○與

美都枚坂 史傳云此國土より夜見國に往く塚にある坂
よて名義は師云平易なる由なり○心惡子 史傳云はな
はち大神なり下よ御心一速比給波志止爲且と有て心惡
とは此いち速び給ふ御心を詔へり云々○講義云此心惡
子と宣はれども大神と惡く給ふよ非中御稜威の究て健
く剛き故にその神性と畏く給へるなり所以に四種物を
生給ひて其荒び坐む時には云々としてそを和め鎮め奉れ
と事教へ給へるなり○反坐 史傳云與美都平坂よ
本居坐る所よ歸り坐すなりその地は何所なり○水神匏
川菜埴山姫 考云紀の一書に伊奘再尊軻遇突智所焦而
終矣其且終之間臥生土神埴山姫及水神罔象女云々水神
は罔象女なり匏は紀乃一書よ生天吉葛天吉葛此云阿
摩能與佐豆羅

言るにて水を汲もれ也川菜は和名抄に水苔一名河苔和名加波奈と云り今も水苔と云もれ有て水を能含むもの故植木の根と此苔して纏ひて遠き所に贈るり云々古今集よかはなくさど云も同物なりけり埴山姫は凡ての土から埴土をたもつ神にて壁塗籠して火に備るかた也云々○心荒曾波 講義云曾は爲の義なり云々○水神埴埴山姫川菜乎持氏云々 史傳云水神ハ匏を持ちと云べきを如此云るは古文也云々水神に此を依し給へるハ此を以水を汲て火を鎮せとなり○川菜を土神に依し給へるは此と埴とを和合して火を防けとの御量なるべし○事教悟給文 史傳云事ハ言にて言ひ教へ給へる由か又は字のまゝにて上件の事共と教へ悟と玉へりとのと

ともあるべし○今按よ事依など此例を思ふに字乃如くあるべし○依此氏稱辭竟奉者 講義云上なる天詞太詞事を承ていふ文なり祈年祭詞に故吾睦神漏岐命神漏美命止稱辭竟奉_{止久}宣とあると事狀同さ乎思合すべし○皇御孫能朝廷 講義云大祓詞に皇御孫命乃朝廷とあり此例に依つハ命字落たるべきかと思ふに然らば本より無り也そは天皇をスメラミコトと申すべきをスメラとも常よ申し奉ると同例なり云々○一速比 考云一速は借字よて稜威疾也云々○給波志止爲氏 講義云此まといふ詞は將來にさる事はあらむといふ意にて既よ有る事に受と云る不とは少異なり志字濁りて訓むべし○明妙云々五色物乎 考云五色の絹布をいふ由既よ出

こゝに四を擧ぐハ絹布代事を云にて此四の物を五色に染るなり○天津祝詞乃大祝詞事以云々 講義云上安國止平久所知食止天下所寄奉志明爾事寄奉志天都詞大詞事乎以申久とある結びあを云々天下を安國と統御む爲に鎮火祭の神事を天神より傳へさせ玉あるを下りて皇御孫乃朝廷爾御心一速比給波志とてと云ては此よてハ朝廷の事のゑにして如何なる如くなれども既よ云る如く祈年祭詞には天下百姓の農業を始むる事を今年二月に御年初將賜とてとも皇神等乃依り奉む奥津御年乎云々など皇御孫命よ係て申せるよて其と此と同じく他祝詞の例悉く然り

○道饗祭

○考云此祭の事神祇令よ季夏道饗祭同季冬義解に謂卜部等於京城四隅道上而祭之言欲令鬼魅自外來者不敢入京師故豫迎於路而饗過也と云へり云々京城四隅とは京の外廓の外乃四隅なり又國に疾病など起る時は國塚よて祭り京よ疫などある時は宮城の四隅に祭る是をば後よ四角四塚の祭といふ令には常例をのゝ擧たれば京城四隅の祭のゝあり寶龜元年六月十一日の紀に祭疫神於京師四隅畿内十塚また同九年三月の紀にも畿内諸塚祭疫神と見ゆ臨時祭式にも畿内塚十處疫神祭あり又天平七年八月の紀に太宰府疫死者多云々長門以還諸國司守若介專齋成道饗祭祀とあり諸國にて行ふ事知るべし○宮城とハ内裏の外廓にて外重

のあととなり四塚とは山城の京にても和泉塚會坂界大
枝界山崎界を云と朝野群載に見えたを大和京よての
奈良立田太坂吉野宇智宇多などの道のはてごもよ十
處あり○史傳云餘神々をば其々社前にて祭らるゝを
此神さちは其神々よ衢に御饗を進つりて祭り玉ふ故
に此祭の稱と道饗祭とは云ならむ

高天原事始氏皇御孫之命止稱辭竟奉大八衢爾湯津磐
村之如久塞坐皇神等之前爾申久八衢比古八衢比賣久那斗
止御名者申氏辭竟奉久根國底國與龜備疎備來物爾相率相
口會事無氏下行者下手守里上往者上手守里夜之守日之守
爾守奉齋奉止進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備奉御酒者
邊高知甄腹滿雙氏汁爾類爾山野爾住物者毛能和物毛能荒

物胄海原爾住物者儲乃廣物儲乃狹物與津海菜邊津海菜爾
至萬氏横山之如久置所足氏進字豆乃幣帛手平久聞食氏大
八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇御孫命手堅磐爾常磐爾齋
奉茂御世爾幸爾奉給止申又親王等臣等百官人等天下公
民爾至萬氏平久齋給止神官天津祝詞乃太祝詞事手以氏稱
辭竟奉止申

○高天原爾事始氏 史傳云天皇の大御祖とまに邇々藝
命の天降まじて此御國を知しめし事高天原よ座す
産靈大神天照大御神の御議よ事始りて其御世治看す万
の御政は即て天御祖神等決定め王へる事のまにく行
ひ給ふ事なる故よかくは云ふなり○講義云中臣壽詞に
も皇御孫尊波高天原爾事始て云々と見えたり此は祈年

祭詞に高天原爾神留坐皇親神漏岐命神漏美命以天社國
社止稱辭竟奉云々とあると同ト事なると切めて云る也
云々こは道饗祭の事を依り授けたまへるといふなり云
々○皇御孫命止 史傳云此命は皇御孫に關る命にあら
ず皇御孫の御言とまてといふ意なり命てふことをいけ
ずぬ、皇御孫と申せること例多し借上文を引續けて高
天原に座す御祖神等の事治め玉ひて御世知看す皇御孫
の御言として稱辭竟奉ると云が如し然るを文の足らぬ
けなるハ古文なればなり○講義云祈年祭詞に上に引る
文ありて其結よ故皇吾睦神漏岐命神漏美命止稱辭竟奉
止久宜とある如く今行はせ玉ふ道饗祭ハ高天原にて事始
め玉へる皇祖天神の御言の任に取行はせ玉ふ義よて祝

詞乃例大旨皆然り○大八衢 考云八ハ彌にて衢の數乃
多きを云のミ八達など云よ泥む事勿れ云々○湯津磐村
之如久 史傳云此神等の功れ弘く大なることと湯津岩
村に譬へはた彼千引石乃夜見戸よ塞れるよも係けて云
る文なり○今按に史傳に此祝詞に據て八衢彦八衢姫と
申すは道反大神いむゆる夜見戸ふ塞坐大○夜見戸に塞
り坐て彼國より荒む疎ひ來る鬼を防さ給ふ御靈を衢に
祭るより稱へ申せる御名なる由云れたり猶次文と見る
べし○八衢比古八衢比賣 今按に此神の御事古史傳の
説ありて右よ其大畧を云へるが如し○久那斗 考云古
事記よ於投棄御杖所成神名衢立般戸神とあるを紀よ投
其杖是謂岐神岐神此云布といひ又黃泉條よ投其杖曰自

此以還雷不敢來是曰岐神此本名號來名戶之祖神焉云々
これらを合せ思ふに道の關とある神あり云々○布那斗
久那斗は音通へり○記傳云布は經久は來なり云々布と
久とを合せて云へば此處を経て來莫と云意なり戸は處
なり此より來莫と障留る處に坐す神と云意あるべし云
々○根國底國與利云々 史傳云凡て世に在る禍事妖物
の本は根國底國より發れるなる故に如斯いふなり○
相率云々 考云上の御門祭には相麻自許里とあり仍て
此一連乃言の意そこに云へり○史傳云率は他より物す
る事よ移り乘るをいひ口會といひ先の云ふおとを受入れ
てそれに心を同くするを云なり故此神等に夜見より荒
び疎び來つる妖物どものなす事又その言ふ事よ率りて

心を同くし給ふこと無く先云るなり○下行者云々
史傳云らの根國より起來つる禍事妖物の下を行むとせ
は下を守り給へ上を行むとせば上を守りて防ぎ給へど
なり○守奉齋奉禮止 史傳云此所にゆく嚴重に齋奉れ
と令せ給へる事皇孫の御言ならむも然事ながら始に高
天原爾事始とといひ終天津祝詞乃太祝詞事以稱辭竟
奉とあるとを合せて考るに天降坐し時に天神の此神等
を祭らむ時に如斯云へと詔傳へ坐る太祝詞言のまゝに
てそれ即て天神の衢神よ令せ給へる御言なるべくうれ
もはるゝそは上にい皇神と申し御名者白豆と云ひ下よ
は聞食氏云々幸給へ云々齋給へと云々かど云る文ども
よ掛合はせ此文のまゝいと嚴重なるを以熟く文意を考ふ

べしさて守奉齋奉禮の皇御孫命となり○又親王云々
講義云道饗祭は神祇令義解に於京城四隅道上而祭之と
あれば天皇の申すに及ばず親王諸王諸臣及百官人等始
京師に住ふ限の人の爲の事の事なる可けんめるを天下
公民を載たるは京師四隅乃外なるを以推す時は打合さ
る心ちのせる事をれども云々これ道饗祭の朝廷のみの
御事にはありき天下公民に至るまでも凡て外より來ト
む鬼魅と相交り相口會ふまむくその爲に行はせ給ふ事
なれば其塚に坐る障神等次第々追送り出せ更來む
は悉くに防ぎ過め給ふ御事になむありける云々○平氣
久齋給 講義云上に夜守日守に守奉齋奉とある齋にて
諸の災殃無く平安なるをいふ事なり万葉十五に伊波比

麻都良牟とも久佐麻久良多毘由久比等乎伊波比之底云
々とよめるも道中の無恙を伊波布と云あり此もさる意
なり○神官 考云こゝは祭を預り行ふト部を云○天津
祝詞云々 講義云上に大八衢爾湯津磐村之如久よを齋
奉禮止とある以上は文にて其より下なるは當今行はせ
給ふ祝詞の文なるもれなり○臨時祭式は八衢祭と云あ
り是亦此障神等を祭るならむと思ふにその下に遷却京
神詞あるその幣物を擧たる也云々 此事猶委しく其詞の
云名より混れ易き事ある故
に少か難かしたくもの也

